

受託契約準則変更箇所

㈱東京工業品取引所

第6条第2号 上場商品構成物品又は上場商品指数の種類

同条第8号 取引を行う日時(注文の種類及び約定条件により委託注文の有効期限を含む。)及び値段又は約定数値を指定する注文の場合はその値段又は約定数値

第15条第5項 第1項の規定は、...第24条の2、第24条の3、第26条第1項、...

第17条 委託者は、...第24条の2、第24条の3、第26条第1項、...

第19条第4号 限月(限日指数先物取引(指数先物取引のうち第49条の2に規定する「限日指数先物取引」をいう。第24条の2までにおいて同じ。))及びオプション取引を除く。)

第22条第3号八 限月(限日指数先物取引及びオプション取引を除く。)

第23条 第19条第1項の規定は、...第24条の2、第24条の3、第26条第1項、...

(市場等の廃止又は休止における措置等) 新設

第24条の2 受託取引参加者は、委託を受けた取引について本所が上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の変更若しくは変更を行うこと、限日取引の廃止を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、本所が定めた廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全建玉(これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。)について、最終約定値段等によって取引の決済の結了が行われることとなったときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

第24条の2は第24条の3と読み替える。

第25条第2号 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして...第24条、第24条の2、前条、...

第37条 ...第40条の2の2、第40条の2の4、第40条の3並びに第45条第2項第1号ただし書き、第2号、第3号及び第3項第2号を除く。)を準用するものとする。

第40条 ...売買約定が成立した後又は市場取引参加者等(受託取引参加者、業務規程第87条第1項に定める市場取引参加者及び同条第3項に定める遠隔地市場取引参加者をいう。以下この章において「付替元市場取引参加者等」という。)の自己の計算による売買約定が成立した後、その売買約定の全部又は一部について、他の受託取引参加者(以下この章において「付替先受託取引参加者」という。)又は他の市場取引参加者等(以下この章において「付替先市場取引参加者等」という。)に付替えることをいう。

(市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等) 新設

第40条の2の4 第40条の2から前条までの規定にかかわらず、付替元市場取引参加者等が自己の計算により成立した売買約定を当該付替元市場取引参加者等が委託している付替先受託取引参加者にギブアップしようとする場合又は付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定を当該付替先市場取引参加者等の自己の計算による売買約定としてギブアップしようとする場合には、あらかじめ本所の承認を受けた場合につき、付替先受託取引参加者又は付替先市場取引参加者等のテイクアップ申出があることを条件にこれを行うことができるものとする。

2 付替元市場取引参加者等は、ギブアップに係る取引の委託をしようとするときは、付替先受託取引参加者に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

3 付替元市場取引参加者等の自己の計算により成立した売買約定が、本所が付替先受託取引参加者からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、あらたに発生した売買約定についての付替元市場取引参加者等と付替先受託取引参加者との間の委託があらたに成立するものとする。この場合において、当該ギブアップにより発生した売買約定については、付替元市場取引参加者等が付替先受託取引参加者に委託して成立した売買約定とみなす。

4 付替先市場取引参加者等が付替元受託取引参加者に委託して成立した売買約定が、本所が付替先市場取引参加者等からテイクアップ申出を受けたことにより消滅した場合には、当該売買約定についての付替先市場取引参加者等と付替元受託取引参加者との間の委託が終了するものとする。

5 付替元受託取引参加者又は付替先受託取引参加者がギブアップに係る取引の委託を受ける場合には、次の各号に掲げる事項について、当該付替元受託取引参加者と当該付替先市場取引参加者等との間又は当該付替元市場取引参加者等と当該付替先受託取引参加者との間でギブアップに係る契約を締結するものとする。

(1) 委託手数料の額及び徴収方法

(2) テイクアップ申出を行わなかった場合の措置に関する事項

(3) 付替元市場取引参加者等から付替先受託取引参加者又は付替先市場取引参加者等から付替元受託取引参加者に対

するギブアップに係る取引内容の報告に関する事項

6 前各項の規定は、取次者等と当該取次者等に委託の取次ぎの委託又は依頼を行った市場取引参加者等との間において準用する。

第40条の3第4項 第1項及び第2項の規定は、第40条の2の3に基づく取次者に委託した...

5 第1項及び第2項の規定は、前条に基づく付替先市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップに係る取引の委託の取次ぎの委託及び依頼の際の指示事項について準用する。この場合において、「委託者」とあるのは「付替先市場取引参加者等」と、「付替元受託取引参加者」とあるのは「付替元受託取引参加者又は取次者等」と読み替えるものとする。

第49条の2 この章は、限日取引（業務規定に規定する限日取引をいう。）による指数先物取引（以下、「限日指数先物取引」という。）の受託について特例を規定する。

第49条の3 第6条の規定にかかわらず、委託者は、限日指数先物取引の委託をするときは、...

第49条の4 委託を受けた限日指数先物取引について、...

（限日指数先物取引の一任売買等の禁止）

第49条の5 限日指数先物取引の一任売買等の禁止については、...

第56条第5項 第1項、第2項及び第3項の規定は、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、...

第62条 委託者は、オプション取引が成立した場合（第14条第1項、第24条、第24条の2、第24条の3、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取引の権利行使...

附則

第1条 第24条の2（市場等の廃止又は休止における措置等）の新設規定並びに第15条（反対売買による決済）、第17条（委託手数料）、第23条（取引の処分通知）、第24条の3（委託者が虚偽の通知を行った場合等の措置）、第25条（一任売買等の禁止）、第56条（取引代金の決済等）及び第62条（委託手数料）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成23年3月29日）に施行する。

第2条 第6条（委託の際の指示）、第19条（取引成立の通知）、第22条（委託者に対する定期的な残高の照合等）及び第49条の2（限日指数先物取引）から第49条の5（限日指数先物取引の一任売買等の禁止）までの変更規定は、平成23年5月2日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成23年3月29日）のいずれか遅い日に施行し、施行日以降に指数先物取引が新甫発会する日（平成23年5月2日）から適用する。

附則

第19条（取引成立の通知）、第22条（委託者に対する定期的な残高の照合等）及び第24条の2（市場等の廃止又は休止における措置等）の変更規定並びに第9章の2章名及び第49条の2（限日指数先物取引）から第49条の5（限日指数先物取引の一任売買等の禁止）までの削るは、平成24年3月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成23年3月31日）のいずれか遅い日に施行する。

附則

第40条の2の4（市場取引参加者等の自己の計算によるギブアップの要件等）の新設規定並びに第37条（取次者の遵守事項等）、第40条（ギブアップ）及び第40条の3（ギブアップに係る取引の委託の際の指示事項）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成23年5月23日）に施行する。

以下は平成24年3月1日より施行

第19条第4号 限月（オプション取引を除く。）

第22条第3号八 限月（オプション取引を除く。）

第24条の2 受託取引参加者は、...取引の種類の廃止若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなり、

...

第9章の2 指数先物取引の特例（第49条の2～第49条の5）は削除。

㈱東京穀物商品取引所

第15条第4項 …アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆及び米穀にあっては当月限納会日の属する月の1日(休業日である場合は順次繰り上げる。)とし、…

第12章 米穀の受渡しによる決済の特例 新設

(米穀の受渡しによる決済の特例)

第43条の2 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条及び第21条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

- 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後4時まで受託取引参加者に差し入れるものとする。
- 3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託取引参加者の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。
- 4 受託取引参加者は、前2項の規定により差し入れられた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。
- 5 委託者は、受渡日の前営業日の午後4時まで、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託取引参加者に差し入れるものとする。
- 6 受託取引参加者は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。
- 7 受託取引参加者は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、法第220条第1項ただし書の規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を当該委託者に通知しなければならない。

(1)取引の種類

(2)上場商品構成物品の銘柄

(3)限月

(4)売付け又は買付け年月日

(5)売買枚数

(6)倉庫名

(7)倉荷証券番号

(8)成立した取引の約定値段

(9)格付差金

(10)受渡代金

(11)受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額

(12)諸勘定

(13)新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料

(14)差引受払金

8 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の書面による通知について準用する。

9 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び米穀受渡細則によるものとする。

第12章(オプション取引の特例)～第15章(直接接続方式による取引の特例)はそれぞれ第13章～第16章に読み替える。

附則

第1条 この準則の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成23年7月12日)から施行する。